

行政社会論集執筆要領

(趣旨)

第1条 本要領は、行政社会論集投稿規程第9条に基づき、行政社会論集に掲載する原稿の執筆の基準について定める。

(原稿の長さ)

第2条 原稿の長さは、原則として、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------|
| ① 論文 | 32,000字以内 |
| ② 研究ノート | 12,000字以内 |
| ③ 資料 | 20,000字以内 |
| ④ 判例批評 | 12,000字以内 |
| ⑤ 翻訳 | 32,000字以内 |
| ⑥ 紹介 | 12,000字以内 |
| ⑦ 書評 | 12,000字以内 |

(原稿の提出)

第3条 原稿は、完成原稿を提出する。

- 2 原稿は、原則として、横組みで作成する。
- 3 原稿は、執筆調書とともに提出する。
- 4 原稿は、原則として、ワープロで作成する。印字した原稿1部とともに文書ファイルを保存した記録メディア（フロッピーディスク、CD-ROM、フラッシュメモリなど）を提出する。

(引用文献)

第4条 引用文献は、原則として、次の順で記述するものとする。ただし、著作者の責任でその一部（発行所・発行年月・発行地など）を省略することができる。

- ① 和著書 著者名、書名、発行所、発行年、ページ
- ② 和論文 著者名、論文名、雑誌名、巻号、発行所、発行年月、ページ
- ③ 洋著書 著者名、書名（イタリック）、発行地名、発行所、発行年、ページ
- ④ 洋論文 著者名、論文名、雑誌名（イタリック）、巻号、発行所、発行年月、ページ

(図表・写真等)

第5条 図表・写真等は、原則として、電子データで作成し本文中に挿入する。

(改正)

第6条 本要領の改正は、編集委員会の提案に基づき、本会評議員会の決議による。

附 則

行政社会論集執筆要項を廃止し、本要領を平成20年6月28日から施行する。